

監査公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項（定期監査）及び第 7 項（財政援助団体等監査）の規定により執行した監査について、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 6 年 10 月 30 日

桑名市監査委員

藤	本	直	記
日	佐	龍	雄
近	藤		浩

令和6年度
(前期分)

定期監査等結果報告書

桑名市監査委員

目 次

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所	1
(2) 監査の方法	1
(3) 監査の主眼	1
(4) 監査の結果	1
(5) 意見・要望	2

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所	2
(2) 監査対象補助金	2
(3) 監査の方法	3
(4) 監査の主眼	3
(5) 監査の結果	3
(6) 意見・要望	3

令和6年度定期監査等結果報告書

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和6年5月7日	大山田地区市民センター (大山田まちづくり拠点施設)	同左
6月4日	桑部小学校、久米小学校、 光陵中学校、大山田東小学校	同左
6月7日	立教小学校(陽和幼稚園)、 長島中部小学校、多度青葉小学校	同左

*上記以外の地区市民センター、幼稚園、小学校、中学校については、監査調書の提出をもって監査を実施した。

(2) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和5年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類等との照合、点検等を行うとともに、所長・学校長等から主な事務や事業について、概要の説明及び過去の指摘事項の是正・改善の顛末を聴取することにより監査を実施した。

(3) 監査の主眼

監査実施計画に掲げる内容を主眼として実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- ・事務の執行が、合理的かつ効率的に行われ、法令や例規等の定めるところに従って適正に行われているか。

なお、現金及び預金等の取り扱い状況を重点項目とした。

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類等と照合・点検したところ、合理的かつ効率的な執行と管理が行われており、本報告書に「意見・要望」と記載したもののほかは、概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

(5) 意見・要望

(大山田地区市民センター)

- ・特に指摘する事項は認められない。引続き適正な事務の執行に取り組まれない。

(大山田まちづくり拠点施設)

- ・特に指摘する事項は認められない。引続き適正な事務の執行に取り組まれない。

(市立小学校・中学校・幼稚園)

- ・現金取扱事務のリスクを低減させるため、準公金においても現金出納簿を備え付けることで、通帳残高との整合性を確保されたい。
- ・通帳等を保管している金庫の鍵や通帳印は管理職が管理することとし、管理職が不在の際には上席の者の承認を経て使用する、または管理職の帰校後に承認を得るなど複数人で管理されたい。

(教育委員会事務局)

- ・多くの学校・園において「桑名市公金等取扱基本マニュアル」に準じた取り扱いがなされているものの、一部で現金出納簿が整備されていない事例が見受けられた。適正な事務処理の統一を図るため、定期的に指導・助言に努められたい。
- ・補助金等交付事務において、事業内容が交付申請時と実績報告時で乖離が見られた。事業内容の変更が見受けられた際には「桑名市補助金等交付規則」の規定に基づき変更承認申請の提出を求めるなど適切に運用されたい。この他、収支決算書と現金出納簿の不一致など書類の不備が複数見受けられたため、事務処理の内容を整理し適正に指導・助言されたい。

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和6年7月5日	社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会	桑名市総合福祉会館

(2) 監査対象補助金

補助金の名称	令和5年度 交付額
地域福祉推進事業補助金	44,208,000円

(3) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和5年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書や関係書類に基づき、当該補助金に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で監査を実施した。

(4) 監査の主眼

市が財政的援助を行っている団体に対し、当該補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管部局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼とした。

(5) 監査の結果

令和5年度に市が補助金を交付した事業について、事前に提出を求めた監査調書とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、本報告書に「意見・要望」と記載したもののほかは概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

(6) 意見・要望

(社会福祉法人桑名市社会福祉協議会)

- ・契約事務について、基本的な事務処理手順の誤りが散見されたので、今後は適正な事務処理に努められたい。

(福祉総務課)

- ・地域福祉推進事業補助金において、予算額と決算額の内容に大きな乖離が見受けられた。他の補助金との関係で支出内訳を変更されたとのことであるが、事業計画の変更にあたることから「桑名市補助金等交付規則」の規定に基づき変更承認申請の提出を求めるなど適切に運用されたい。